

◆ 関西学院周辺景観地区における申請等手続きについての補足 ◆

令和2年6月
西宮市 都市計画部 都市デザイン課

1. 事前相談

計画策定着手後の早い段階でご来庁いただき、協議の要否や届出時期、届出書類等についてご相談ください。

2. 計画策定段階協議

計画策定段階協議とは、景観に対し特に大きな影響を与える可能性のある、大規模な建築行為や都市計画決定・変更を要する行為及び景観形成において先導的な役割を果たす必要がある公共公益的施設の建築行為等について、施設の配置等基本的な内容の変更が可能な計画策定段階での事前協議を行うことにより、より周囲の景観と調和した施設の計画・設計のなるよう誘導するものです。具体的な配置や形状が定まる前の計画・構想の初期段階で協議を申し出てください。

○協議の申出

計画策定段階協議申出書（第22号様式）に必要事項を記載のうえ、添付図書を添えて正副2部を市窓口へ提出してください。なお、提出は景観アドバイザー一部会の開催^{※1}の1カ月前を目安とし、部会開催の10日前（閉庁日は除く）までに、申請時に提出した図書等を13部市へ提出してください。協議フロー、手続き等については市ホームページの「計画策定段階協議制度」の手引きをご確認ください。

※1 景観アドバイザー一部会の開催日については事前に市担当者と調整してください。

3. 設計段階協議

設計段階協議は、対象行為の制限事項に係る景観への具体的な配慮方法について行うものです。基本設計が固まる前段階で協議を申し出てください。

○協議の届出

設計段階協議届出書（第27号様式）に必要事項を記載のうえ、添付図書^{※1}を添えて正副2部を市窓口へ提出してください。なお、提出は景観アドバイザー一部会の開催^{※2}の1カ月前を目安とし、部会開催の10日前（閉庁日は除く）までに、申請時に提出した図書等を13部市へ提出してください。

※1 添付図書は申請時の図書と同じとなるため、パンフレット4,5頁を参照してください。

※2 景観アドバイザー一部会の開催日については事前に市担当者と調整してください。

4. 認定及び許可の申請

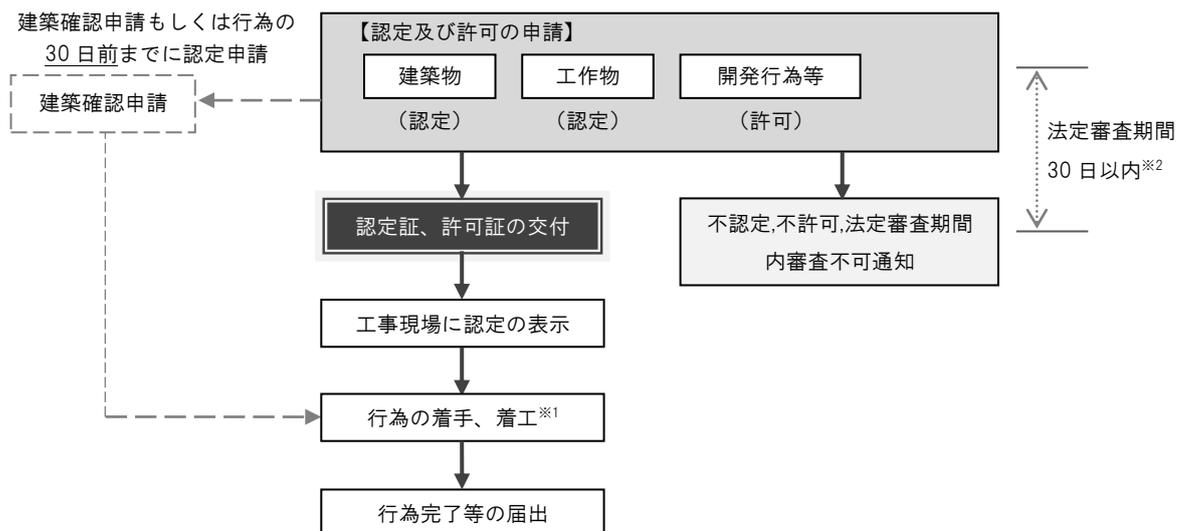
○申請書の様式

第30号様式（第1面～第3面）の該当する行為の申請書に必要事項を記載のうえ、添付図書を添えて正副2部を市窓口へ提出してください。

※代理者が申請に関する手続きを行う場合は委任状（任意書式）が必要です。申請書に正副2部添えて提出してください。

※申請書の提出に併せて概要書（第31号様式）を1部提出してください。

○手続きフロー



※1 認定証、許可証の交付を受けずに行為に着手できません。

※2 開発行為等許可申請については法定審査期間はありません。

5. 計画変更の申請

申請(通知、申出)に係る行為に変更が生じた場合は、認定及び許可の再申請が必要です。

上述と同様に申請を行ってください。(変更部分について変更前後が対比できるように2段書きとし、変更前のものは黒字で上段に、変更後のものは赤字で下段にそれぞれ記入してください。)

※認定証、許可証の交付を受けずに変更箇所の行為に着手できません。

6. 名義変更届

申請(通知、申出)について名義等変更が生じた場合は、景観地区内行為における名義等変更届(第44号様式)に委任状(任意書式)を添付して正副2部を市窓口へ提出してください。

7. 行為完了等の届出

申請(通知、申出)に係る行為が完了(中止)した場合は、景観地区内行為完了・中止届出書(第45号様式)に次の必要書類を添付して正副2部を市窓口へ提出してください。

当届出書が提出された後、後日、現地にて検査を実施し、許可内容に適合していれば完了届出書(副)を交付します。

添付書類					
図面名	縮尺	記入する項目など	建築物	工作物	開発行為等
委任状	—	—	○	○	○
緑地面積算定図	1/200程度	—	—	—	○
出来高図	1/500程度	植栽、擁壁、造成等	—	—	○
完了写真	—	行為完了後の状況を示すカラー写真	○	○	○
建築確認の 検査済証の写し	—	—	○	○	—
その他	—	市長が必要と認めるもの	○	○	○

8. 様式の入手方法

申請(通知、申出)書等の様式は、次の方法で入手できます。

- 西宮市役所都市デザイン課窓口での配布
- 西宮市ホームページからダウンロード (Microsoft Word 版)

9. その他

本地区の制度については、定性的な基準も多いため、事前相談等により市と認識を一致させたいうえで、十分スケジュールに余裕をもって申請を行うようにしてください。